

別表

報奨金一覧

報 奨 金 の 内 容	対 象 団 体														
	地 域 集 団	実 施 団 体	紙 リ サ イ ク ル												
	回 収 実 施 団 体	ボ ッ ク ス	校 区 団 体												
1 回収量1kg当たり 5円 但し、回収業者が計量しないものは次のとおり。 ・びん類は、びんの大小にかかわらず、1本を1kgとする。 ・ビール等のケースは、1個を2kgとする。	○	○	○												
2 地域集団回収の実施月 1月 2,500円	○														
3 紙リサイクルボックスに対する古紙保管庫の管理経費 但し、1週間に2日以上かつ週に16時間以上開設している団体が対象。 古紙保管庫の設置場所により、次の区分とする。 ①民有地の場合 年額5万円 ②公有地の場合 年額3万円		○													
4 校区紙リサイクルステーションの管理運営経費及び資源物回収促進経費 (1) 管理運営経費 月額1万円 但し、次のいずれかに該当することを条件とする。 ① 市民が資源物を持ち込むことのできる時間(以下「利用時間」という。)が、土曜日、日曜日とも6時間以上であること。 ② 土曜日又は日曜日のいずれか1日の利用時間が6時間に満たない場合においては、1週の利用時間が通じて12時間以上であること。 (2) 校区全体での資源物回収促進経費 但し、年間6回以上活動することを条件とする。また、1回あたりの額と年間支給限度額は次のとおりとする。			○												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>1回あたりの額</th> <th>年間支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2000未満</td> <td>2万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>2000以上 7000未満</td> <td>世帯数×10円</td> <td>世帯数×60円</td> </tr> <tr> <td>7000以上</td> <td>7万円</td> <td>42万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>世帯数については、前年9月30日の住民登録世帯数とする。</p>				世帯数	1回あたりの額	年間支給限度額	2000未満	2万円	12万円	2000以上 7000未満	世帯数×10円	世帯数×60円	7000以上	7万円	42万円
世帯数	1回あたりの額	年間支給限度額													
2000未満	2万円	12万円													
2000以上 7000未満	世帯数×10円	世帯数×60円													
7000以上	7万円	42万円													

※年額の報奨金で、中途から開始した場合または中途で休止・廃止した場合、月割りで積算する。

月額の報奨金で、中途から開始した場合または中途で休止・廃止した場合、日割りで積算する。

※上記により算出した報奨金の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り上げる。